

平成30年3月19日(月)

記者発表

～和歌山県企業立地奨励金制度の拡充について～

本県では、新たな産業の創出による産業構造の多様化と雇用の拡大を図るため、全国最高水準の奨励金制度を設けるなど企業誘致を推進しています。

雇用奨励金制度について、新たに県外からの転入雇用者も対象にすることにより、県外からの転入者を増加させ、県内への定住に繋がります。

奨励金制度と見直し内容

紀北橋本エコヒルズ、紀の川市北勢田工業団地、御坊工業団地がほぼ完売状態になるなど企業誘致が進んでおり、今後、工場建設に向けて同時期に多くの人材確保が必要となります。

このような企業ニーズに合わせて、新たに県外からの転入者も雇用奨励金制度の対象にすることにより、誘致企業の人材確保を支援するとともに、県外からの転入雇用者を増やします。

【企業立地奨励金制度】

全国最高水準最大100億円！！

立地奨励金：投下固定資産額×10%

雇用奨励金：新規地元雇用者×30万円（3年間適用）

➡ **新規地元雇用者に加え、県外からの転入雇用者も対象に拡充します。**

※IT企業については、平成28年度から転入雇用者も対象にしています。

（参考 製造業の場合）

交付要件：操業開始から1年目に①②の要件を満たすこと

① 投下固定資産額1億円以上（土地を除く）

② 新規地元雇用者と転入雇用者の総数が10人以上、かつ、新規地元雇用者5人以上

※転入雇用者とは県外から県内に住所を移転した正社員

和歌山県企業立地課HP

奨励金制度に加え、税の優遇制度や貸付金制度の紹介や県内の工業団地及び空き工場・オフィスのご案内など企業立地に関する様々な支援制度をワンストップで掲載しています。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062200/ritchica/index.html>

担当課	企業立地課
担当者	瀬戸山、岩阪
電話	073-441-2753